



熊本県公報

号外 第25号
令和7年(2025年)
5月30日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

規 則

- 熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（健康福祉政策課） 1
- 熊本県職員等退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則……………（人事課） 11

規 則

熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和7年5月30日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県規則第27号

熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例施行規則（平成7年熊本県規則第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1の表3の項中「第18条第2項第5号」を「第19条第2項第5号」に改め、同表6の項中「客席は、次によること。」を削り、同項の(1)を削り、同項の(2)中「車椅子使用者用客席」を「施行令第15条に規定する車椅子使用者用部分」に改め、同項の(2)のアを削り、同項の(2)のイ中「滑りにくく、平たんに仕上げることを「滑りにくい仕上げとすること」に改め、同項の(2)のイを同項の(2)のアとし、同項の(2)のウを同項の(2)のイとし、同項の(2)のエを同項の(2)のウとし、同項の(2)を同項の(1)とし、同項の(3)中「客席の出入口から車椅子使用者用客席に至る通路は、幅員を120センチメートル以上とし、当該通路」を「施行令第19条第1項第1号に規定する車椅子使用者用経路」に改め、同項の(3)のイからエまでを削り、同項の(3)のオを同項の(3)のイとし、同項の(3)のカ及びキを削り、同項の(3)を同項の(2)とする。

別記第3号様式その1及び別記第3号様式その2を次のように改める。

別記第3号様式 その1(第11条、別表第3関係)

(第1面)

特 定 建 築 物 整 備 調 書

特定建築物の名称	
----------	--

(1) 法に基づく整備調書

*施行令第5条に規定する特別特定建築物及び条例第28条に規定する特定建築物にあっては、2,000平方メートル(施行令第5条第18号に規定する特別特定建築物については50平方メートル、条例第29条に規定する特別特定建築物については1,000平方メートル)以上の建築(用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。)を行う場合は、該当する全ての項目に適合することが必要です。

* ()内は、施行令該当条項です。

建築物特定施設		建築物移動等円滑化基準	措置の状況	指導の内容等※1
1 不特定かつ多数の利用し、又は高齢者、障害者等利用部分	(1) 廊下等 (第11条)	①滑りにくい表面の仕上げ	適・否	
		②階段又は傾斜路の上端に近接する部分への点状ブロック等の敷設※2	適・否	
	(2) 階段 (第12条)	①手すりの設置	適・否	
		②滑りにくい表面の仕上げ、段を容易に識別するための措置(踏面の端部と周囲との色の明度・色相・彩度の差確保)、つまずきにくい構造	適・否	
		③段の上端に近接する踊場への点状ブロック等の敷設※3	適・否	
		④主な階段は回り階段でないこと。	適・否	
	(3) 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路 (第13条)	①手すりの設置(勾配が12分の1以下で、かつ、高さが16cm以下の傾斜部分を除く。)	適・否	
		②滑りにくい表面の仕上げ、傾斜路の存在を容易に識別するための措置(前後の廊下等との色の明度・色相・彩度の差確保)	適・否	
		③傾斜部分の上端に近接する踊場への点状ブロック等の敷設※4	適・否	
	(4) 便所 (第14条)	①腰掛便座、手すり等の適切な配置、十分な空間の確保がなされた車椅子使用者用便房を階ごとに1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設置※5	適・否	
		②高齢者、障害者等が円滑に利用できる水洗器具を設けた便房の1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)の設置	適・否	
		③男子用小便器のある便所への床置き小便器又は壁掛式小便器(受け口の高さ35cm以下のものに限り。)その他これらに類する小便器の1以上の設置	適・否	
	(5) 劇場等の客席 (第15条)	①車椅子使用者用部分の設置数は次による。		
		ア 座席数が400以下の場合、2以上の設置	適・否	
		イ 座席数が400超の場合は、当該座席数の0.5%以上の設置	適・否	
		②車椅子使用者用部分は次による。		
		ア 90cm以上の幅	適・否	
		イ 135cm以上の奥行き	適・否	
		ウ 平らな床仕上げ	適・否	
	(6) ホテル又は旅館の客室 (第16条)	①客室の総数に100分の1を乗じて得た数以上の車椅子使用者用客室の設置(客室の総数が50以上の場合に限る。)	適・否	

(第2面)

建築物特定施設		建築物移動等円滑化基準	措置の状況	指導の内容等※1
1 不特定多数者が利用し、又は高齢者、障害者が利用する部分	-続き- (6) ホテル又は旅館の客室 (第16条)	②車椅子使用者用客室の便所は次による(当該客室のある階に車椅子使用者用便所付き便所が1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けられている場合を除く。)		
		ア 便所内への車椅子使用者用便所の設置	適・否	
		イ 車椅子使用者用便所及び便所は80cm以上の出入口幅	適・否	
		ウ 車椅子使用者用便所及び便所に戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造等とし、その前後に高低差がないこと。	適・否	
		③車椅子使用者用客室の浴室又はシャワー室は次による(当該客室のある建築物に不特定かつ多数の者が利用する次の構造の浴室等が1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けられている場合を除く。)		
		ア 浴槽、シャワー、手すり等の適切な配置、十分な空間の確保がなされていること。	適・否	
		イ 80cm以上の出入口幅	適・否	
		ウ 戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造等とし、その前後に高低差がないこと。	適・否	
	(7) 敷地内の通路 (第17条)	①滑りにくい表面の仕上げ	適・否	
		②段への手すりの設置、段を容易に識別するための措置(踏面の端部と周囲との色の明度・色相・彩度の差確保)、つまずきにくい構造	適・否	
		③傾斜路への手すりの設置(勾配が12分の1以下で、かつ、高さが16cm以下又は勾配が20分の1以下の傾斜部分を除く。)	適・否	
		④傾斜路の存在を容易に識別するための措置(前後の通路との色の明度・色相・彩度の差確保)	適・否	
	(8) 駐車場 (第18条)	①350cm以上の幅の車椅子使用者用駐車施設の設置	適・否	
		②車椅子使用者用駐車施設の設置数は次による。		
ア 駐車施設の総数が200以下の場合、当該駐車施設の数の2%以上の設置		適・否		
イ 駐車施設の総数が200超の場合、当該駐車施設の数の1%+2以上の設置		適・否		
③車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路が短くなるよう位置に配慮すること。		適・否		
2 移動等円滑化経路 (第19条)	(1) 経路の設置 (第1項)	①道等から利用居室までの経路(1以上)を移動等円滑化経路とすること。	適・否	
		②利用居室が第15条の劇場等の客席である場合、車椅子使用者経路(1以上)を移動等円滑化経路とすること。	適・否	
		③利用居室(又は道等)から車椅子使用者用便所(車椅子使用者用客室に設けるものを除く。)までの経路(1以上)を移動等円滑化経路とすること。	適・否	
		④車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路(1以上)を移動等円滑化経路とすること。	適・否	
		⑤公共用歩廊における一方の道等から公共用歩廊を通過し、他方の道等までの全ての経路を移動等円滑化経路とすること。	適・否	
	(2) 経路の構造 (第2項第1号)	階段又は段を設けないこと(傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合を除く。)	適・否	

(第3面)

建築物特定施設		建築物移動等円滑化基準	措置の状況	指導の内容等※1
2 移動等円滑化経路(第19条)	(3) 出入口(第2項第2号)	①80cm以上の出入口幅	適・否	
		②戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造等とし、その前後に高低差がないこと。	適・否	
	(4) 廊下等(第2項第3号)	①第1面の1(1)と同じ構造	適・否	
		②120cm以上の廊下幅	適・否	
		③50m以内ごとの車椅子の転回場所の確保	適・否	
		④戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造等とし、その前後に高低差がないこと。	適・否	
	(5) 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路(第2項第4号)	①第1面の1(3)と同じ構造	適・否	
		②120cm(階段に併設する場合は90cm)以上の幅	適・否	
		③12分の1以下の勾配(高さ16cm以下のものは8分の1以下)	適・否	
		④高さ75cm以内ごとに路幅が150cm以上の踊場を設置すること。	適・否	
	(6) エレベーター及び乗降ロビー(第2項第5号)	①籠の各階(利用居室、車椅子利用者用便房又は駐車施設のある階及び地上階)への停止	適・否	
		②80cm以上の籠及び昇降路の出入口幅	適・否	
		③135cm以上の籠の奥行き	適・否	
		④水平で幅及び奥行きが150cm以上の乗降ロビー	適・否	
		⑤籠内及び乗降ロビーの車椅子使用者が利用しやすい位置への制御装置の設置	適・否	
		⑥停止予定階及び現在位置の籠内表示装置の設置	適・否	
		⑦乗降ロビーへの籠の昇降方向を表示する装置の設置	適・否	
		⑧不特定かつ多数の者が利用する建築物(床面積の合計が2,000㎡以上に限る。)の移動等円滑化経路を構成するエレベーターは①～③及び⑤、⑥のほか、次による。		
		ア 140cm以上の籠の幅	適・否	
		イ 車椅子の転回に支障のない籠の構造	適・否	
⑨不特定かつ多数の者が利用し、又は主に視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビーは①～⑧のほか、次による。				
ア 籠内への到着階及び戸の開鎖を知らせる音声装置の設置※6		適・否		
イ 籠内及び乗降ロビーの制御装置への点字表示等※6※7		適・否		
ウ 籠内又は乗降ロビーへの籠の昇降方向を知らせる音声装置の設置※6	適・否			
(7) 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機(第2項第6号)	(エレベーターの場合)※8			
	①段差解消機(平成12年建設省告示第1413号第1第7号に定める構造)	適・否		
	②70cm以上の籠の幅、120cm以上の籠の奥行き	適・否		
	③籠内の床面積の十分な確保(車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合)	適・否		

(第4面)

建築物特定施設		建築物移動等円滑化基準	措置の状況	指導の内容等※1
2 移動等円滑化経路(第19条)	—続き— (7) 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機(第2項第6号)	(エスカレーターの場合)※9 平成12年建設省告示第1417号第1ただし書に定める構造	適・否	
	(8) 敷地内の通路(第2項第7号) ※10	①第1面及び第2面の1(6)と同じ構造	適・否	
		②120cm以上の通路幅	適・否	
		③50m以内ごとの車椅子の転回場所の確保	適・否	
		④戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造等とし、その前後に高低差がないこと。	適・否	
		⑤傾斜路は次による。		
		ア 120cm(段に併設は90cm)以上の幅	適・否	
		イ 12分の1以下の勾配(高さ16cm以下のものは8分の1以下)	適・否	
ウ 高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設置すること(勾配が20分の1以下の場合を除く。)	適・否			
3 標識等	(1) 標識(第20条)	移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所、駐車施設の付近への当該施設がある旨の見やすく、表示内容が容易に識別できる標識(日本産業規格Z8210に適合するもの。)の設置※11	適・否	
	(2) 案内設備(第21条)	①移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所、駐車施設の配置を表示した案内板等の建築物又は敷地への設置(当該エレベーター等の配置を容易に視認できる場合又は案内所を設ける場合を除く。)	適・否	
		②移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所の配置を点字、音声、文字等の浮き彫り等により示す設備の建築物又は敷地への設置(案内所を設ける場合を除く。)	適・否	
4 視覚障害者移動等円滑化経路(第22条)	(1) 案内設備までの経路(第22条第1項)	道等から点字表示等の施された案内設備又は案内所までの経路(1以上)を視覚障害者移動等円滑化経路とすること。※12	適・否	
	(2) 視覚障害者移動等円滑化経路の構造(第22条第2項)	①線状ブロック及び点状ブロック等(周囲の床面との色の明度・色相・彩度の差により容易に識別できるもの。)の敷設又は音声等の誘導設備の設置(風除室で直進する場合を除く。)	適・否	
		②敷地内通路は次による。		
		ア 車路近接部への点状ブロック等の敷設	適・否	
		イ 段、傾斜部分の上端に近接する部分への点状ブロック等の敷設※13	適・否	

(第5面)

(注) ※1の欄は、記入しないでください。

※2告示で定める以下の場合を除きます。

- ①勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ②高さが16cm以下で勾配が1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ③自動車車庫に設ける場合

※3告示で定める以下の場合を除きます。

- ①自動車車庫に設ける場合
- ②段部分と連続して手すりを設ける場合

※4告示で定める以下の場合を除きます。

- ※2の①、②又は③の場合
- ④傾斜部分と連続して手すりを設ける場合

※5ただし、床面積が1,000㎡未満の階、10,000㎡超えの階については、以下のとおりです。

ア1,000㎡未満の小規模階を有する場合、小規模階の床面積の合計が1,000㎡に達する毎に1箇所以上設ける。

イ10,000㎡を超える大規模階を有する場合、階の床面積が

- ①10,000㎡を超え40,000㎡以下の場合、当該階に2箇所以上を設ける。
- ②40,000㎡を超える場合、20,000㎡毎に1箇所を追加する。

※6告示で定める以下の場合を除きます。

- ①自動車車庫に設ける場合

※7点字表示、音声案内、文字等の浮き彫り等の方法とします。

※8昇降行程が4m以下のエレベーター又は階段・傾斜路部分等に沿って昇降するエレベーターで、籠の定格速度が15m毎分以下で、かつ、床面積が2.25㎡以下のものとします。

※9車椅子での昇降時に、2枚以上の階段を同一面に保ち昇降するエスカレーターで、階段の定格速度が30m毎分以下で、かつ、2枚以上の階段を同一面とした部分の先端に車止めを設けたものとします。

※10移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路が、地形の特殊性により第3面及び第4面の2(8)の①から⑤によることが困難な場合は、移動等円滑化経路の規定の適用は車寄せから利用居室までに限ります。

※11表示する内容が日本産業規格Z8210に定められている場合に限ります。

※12告示で定める以下の場合を除きます。

- ①自動車車庫に設ける場合
- ②受付等から建物出入口を容易に視認でき、道等から当該出入口まで線状ブロック・点状ブロック等や音声誘導装置で誘導し、並びに車路近接部及び段又は傾斜部の上端近接部に点状ブロック等を敷設する場合

※13告示で定める以下の場合を除きます。

- ※2の①又は②の場合
- ③段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等

別記第3号様式 その2(第11条、別表第3関係)

(第1面)

特 定 建 築 物 等 整 備 調 書

(2) 条例に基づく整備調書

① 特定建築物

* () 内は、条例施行規則該当条項です。

区分	対象建築物	付加基準及び整備基準	措置の状況	指導の内容等※1	
建築物特定施設(別表第1)	1 便所	全て(車椅子使用者用便房を設ける場合)	車椅子使用者用便房への非常呼出し装置の設置	適・否	
		①床面積の合計が2,000㎡以上の病院・診療所、劇場・観覧場・映画館・演芸場、集会場・公会堂、展示場、物品販売業を営む店舗、保健所・税務署その他官公署、博物館・美術館・図書館、交通ターミナル施設 ②床面積の合計が30㎡以上の公衆便所 ※2	1以上の便所へのオストメイト対応装置の設置(次の設備を左欄の建築物内に別に設ける場合を除く。)	適・否	
	ア オストメイト対応の洗浄装置付き汚物流しの設置		適・否		
	イ 衣服を掛けるための金具の設置		適・否		
	ウ その他オストメイトに対応した設備の設置		適・否		
		病院・診療所、集会場・公会堂、展示場、物品販売業を営む店舗、宴会場のあるホテル・旅館、保健所・税務署その他官公署、一般公共用に供される体育館・水泳場、博物館・美術館・図書館、飲食店、交通ターミナル施設 (不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合) ※3	1以上の便所へのおむつ交換台等の設置(おむつ交換台等を左欄の建築物内に別に設ける場合を除く。)	適・否	
	2 敷地内の通路	全て(通路に排水溝を設ける場合)	車椅子のキャスター及び杖等が落ち込まない排水溝のふたの構造	適・否	
	3 エレベーター	全て(エレベーターを設ける場合)	ア 籠内への手すりの設置(特殊な構造又は使用形態のものを除く。)	適・否	
			イ 籠内の車椅子使用者の利用に対応した適切な位置への鏡の設置(特殊な構造又は使用形態のものを除く。)	適・否	
	4 ホテル又は旅館の客室	ホテル又は旅館	高齢者・障害者に配慮した客室(1以上)の設置	適・否	
ア 車椅子の移動・転回に支障のない十分な床面積の確保			適・否		
イ 段のない、滑りにくい床仕上げ			適・否		
ウ 避難しやすい場所への配置			適・否		
エ 車椅子使用者に対応した浴室又はシャワー室、洗面所及び便房の設置(浴室又はシャワー室及び便房は、客室の総数が50以上の場合を除く。)			適・否		
	オ 視覚障害者・聴覚障害者に対応した非常警報装置の設置	適・否			
5 浴室又はシャワー室	全て(不特定かつ多数の者が利用する浴室等を設ける場合)	車椅子使用者に対応した浴室又はシャワー室(1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上))の設置	適・否		

(第2面)

区分	対象建築物	付加基準及び整備基準	措置の状況	指導の内容等※1
建築物特定施設(別表第1)	6 客席 劇場・観覧場・映画館・演芸場、集会場・公会堂	ア 車椅子使用者用部分は次によること。	/	
		(ア)滑りにくい床仕上げ		
		(イ)車椅子使用者用である旨を見やすい方法により表示	適・否	
		(ウ)出入口から容易に到達でき、避難しやすい場所への配置	適・否	
		イ 車椅子使用者用経路に高低差がある場合は次によること。	/	
		(ア)傾斜路及びその踊場の設置		
		(イ)傾斜路及びその踊場への手すりの設置	適・否	
整備施設(別表第2第1)	7 案内標示(第2条第1号)	全て	ピクトグラム(図記号)と文字を併用した分かりやすく一貫性のある案内標示板等の設置	適・否
	8 公衆電話台(第2条第1号)	全て(公衆電話を設ける場合)	車椅子使用者に対応した公衆電話台(1以上)の設置	適・否
	9 券売機(第2条第1号)	全て(券売機を設ける場合)	ア 車椅子使用者に対応した表示・金銭投入口・操作盤・取出口のある券売機(1以上)の設置	適・否
			イ 点字表示	適・否
	10 カウンター又は記載台(第2条第1号)	全て(カウンター又は記載台を設ける場合)	車椅子使用者に対応したカウンター又は記載台(1以上)の設置	適・否
	11 避難誘導灯(第2条第1号)	全て(避難誘導灯を設ける場合)	視覚障害者・聴覚障害者に対応した点滅型誘導音装置付き避難誘導灯の設置	適・否
	12 更衣室(第2条第3号)	一般公共用に供される体育館又は水泳場	多数の者が利用する更衣室以外に障害者用更衣室(1以上)の設置	適・否
			ア 車椅子使用者が円滑に通過できる構造の出入口	適・否
			イ 車椅子使用者に対応したシャワー設備の措置	適・否
			ウ 更衣用の椅子又はベッド、車椅子使用者に対応した洗面台及びロッカー、非常呼出し装置の設置	適・否
13 休憩場所等(第2条第4号)	①床面積の合計が2,000㎡以上の集会場・公会堂、展示場、物品販売業を営む店舗、宴会場のあるホテル・旅館、保健所・税務署その他官公署、博物館・美術館・図書館、交通ターミナル施設 ※4 ②母子・父子福祉施設・母子健康包括支援センター・児童厚生施設	ア 個室の授乳場所又は外部から見通すことができないようにするためのカーテン等を備えた授乳場所(1以上)の設置	適・否	
		イ 授乳を行うための椅子、幼児用の椅子等、乳幼児用ベッド等、流し台等、汚物入れの設置	適・否	
14 レジ通路(第2条第5号)	物品販売業を営む店舗 ※5	ア 幅90cm以上のレジ通路(1以上)の設置	適・否	
		イ 水平で段のない床	適・否	

(第3面)

(注) ※1の欄は、記入しないでください。
 ※2、※4の床面積とは、建築(用途の変更をして特定建築物にすることを含む。)又は大規模の修繕・大規模の模様替に係る部分の床面積です。
 ※2、※3、※4の交通ターミナル施設とは、車両の停車場、港又は空港の建物で旅客の乗降又は待合いの用に供するものです。
 ※2、※3、※4、※5の物品販売業を営む店舗とは百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗です。

②公共的施設

区分	整備基準	措置の状況	指導の内容等※1	
整備施設(別表第2第2その3)	特定建築物以外の施設である路外駐車場における駐車施設	ア 350cm以上の幅の車椅子使用者用駐車施設(1以上)の設置	適・否	
		イ 車椅子使用者用駐車施設である旨の表示	適・否	
		ウ 路外駐車場の出入口から車椅子使用者用駐車施設までの経路が短くなるよう位置に配慮すること。	適・否	
		エ 車椅子使用者用駐車施設への駐車場内の通路は次によること。	/	
		(ア)表面は滑りにくく、平たんに仕上げること。		適・否
		(イ)幅120cm以上		適・否
		(ウ)高低差がある場合は、傾斜路又は段差解消機の設置		適・否
		(エ)通路を横断する排水溝の蓋は、車椅子のキャスター及び杖等が落ち込まないものとする		適・否
		(オ)砂利敷としないこと。	適・否	

(注) ※1の欄は、記入しないでください。

(第4面)

(3) 既存部分の措置に関する状況

建築物特定施設及び整備施設		措置の状況	措置の内容	指導の内容等※1
建築物特定施設	出入口	有・無		
	廊下等	有・無		
	階段	有・無		
	傾斜路	有・無		
	エレベーター等	有・無		
	便所	有・無		
	敷地内の通路	有・無		
	客室	有・無		
	駐車場	有・無		
	浴室又はシャワー室	有・無		
	客席	有・無		
整備施設	案内標示	有・無		
	公衆電話台	有・無		
	券売機	有・無		
	カウンター又は記載台	有・無		
	避難誘導灯	有・無		
	更衣室	有・無		
	休憩場所等	有・無		
レジ通路	有・無			

(注) 措置の状況については、増改築、用途変更、大規模修繕又は大規模模様替において、上表に掲げる建築物特定施設・整備施設のうち特定建築物の既存部分に存するものについて高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするための措置を行った場合は、「有」に○印を付け、当該措置の内容を簡潔に記載してください。措置を行わなかった場合は、「無」に○印を付けてください。
 ※1の欄は、記入しないでください。

(4) 利用者の意見聴取の実施について

①時 期：

②対 象 者：

③開催回数：

(注) 利用者の意見聴取について、実施される場合に記入してください。
 ①時期については、基本計画段階、実施計画段階、工事施工中等を記入してください。
 ②対象者については、高齢者、車椅子使用者、視覚障害者等を記入してください。

附 則

- 1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例施行規則の規定により提出されている調書は、改正後の熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例施行規則の規定により提出された調書とみなす。

熊本県職員等退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和7年5月30日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県規則第28号

熊本県職員等退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県職員等退職手当支給条例施行規則（平成9年熊本県規則第54号）の一部を次のように改正する。

別記第3号様式から別記第5号様式までの規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に行われた行為に係る刑事事件に関する起訴を理由とする熊本県職員等退職手当支給条例（昭和28年熊本県条例第56号）第13条第1項の規定による退職手当等の額の支払いを差し止める処分又は施行日前に行われた行為を理由とする同条第2項の規定による退職手当等の額の支払いを差し止める処分の通知に係る改正後の別記第3号様式から別記第5号様式までの規定の適用については、これらの様式中「拘禁刑」とあるのは、「刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第13条に規定する禁錮」とする。